

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年11月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200403 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200095 号

第1 結論

1 請求者のA社における昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については 15 万円から 24 万円とする。

昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

② 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。また、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 63 年 7 月 31 日より後の同年 8 月 8 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って随時改定処理が行われ、15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、請求者のほかに、事業主を含む 3 人についても、請求者と同様に昭和 63 年 8 月 8 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って随時改定処理が行われ、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、請求者と同日に被保険者資格を喪失した従業員の一人は、会社の業績は悪

かったと回答している。

さらに、請求者から提出された雇用保険受給資格者証に記載された賃金日額（7,925円）から算出される賃金月額は、おおむね24万円であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、昭和63年8月8日付けで行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について同年4月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た減額処理前の厚生年金保険の記録から、24万円に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和63年7月31日に喪失しており、その処理日は、請求期間①に係る標準報酬月額の減額処理が行われた同年8月8日と同日であることが確認できる。

また、請求者のほかに、請求者と同日の昭和63年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その処理日が同年8月8日である被保険者が5人確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社の解散日は平成8年6月1日であり、請求期間②は法人事業所であることが確認できる上、昭和63年4月1日より、法人の事務所（事業所）であって常時一人以上の従業員を使用する場合には、厚生年金保険の適用事業所となるところ、同社に係る雇用保険の加入記録により、請求期間②において請求者を含む3人が同社に在籍しており、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、昭和63年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年8月1日とすることが妥当である。

また、昭和63年7月の標準報酬月額については、上記1の減額処理前の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが必要である。